

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱 (抜粋)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所又は当該事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) <u>こどもの安心・安全対策支援事業（令和4年度に繰越の承認があったものに限る。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">令和5年2月28日障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱」による次に掲げる事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>送迎用バスの改修支援事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>ICTを活用した子どもの見守り支援事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>登降園管理システム支援事業</u></p> <p>(補助対象経費、補助基準額及び補助率)</p> <p>第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とし、<u>前条第10号に掲げる事業については事業所とする。ただし、前条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を、同条第10号に掲げる事業については中核市に所在する事業所を除く。</u></p> <p>2 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。<u>ただし、前条第10号のアの事業については、この限りではない。</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) <u>補助事業者が県税の納税義務者である場合、県税を滞納していないこと。また、事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。</u></p> <p>(14) <u>補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</u></p> <p>(15) <u>前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第12号又は第13号の規定より、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を返還させ、又は返還するときは、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告</p>	<p style="text-align: center;">高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱 (抜粋)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) (追加)</p> <p>(補助対象経費、補助基準額及び補助率)</p> <p>第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。ただし、前条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を除く。</p> <p>2 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) (追加)</p> <p>(13) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第12号の規定より、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を返還させたときは、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方</p>

を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(繰越しの承認の申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第6号様式による補助金繰越承認申請書に係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(年度終了実績報告)

第12条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は別記第7号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 (略)

(情報の開示)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和6年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。

消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(繰越しの承認の申請)

第11条 (追加)

(年度終了実績報告)

第12条 (追加)

(補助金の返還等)

第11条 (略)

(情報の開示)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和6年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

(1)～(9)略

(10) こどもの安心・安全対策支援事業

	補助対象経費	補助対象施設	補助基準額	補助率
ア	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	事業所がサービス提供に要する送迎バス1台当たり175,000円までを上限とした実費に対する定額補助	定額
イ	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	1事業所当たり20万円	5分の4
ウ	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	①端末購入を行わない場合、1事業所当たり20万円 ②端末購入を行う場合、1事業所当たり70万円	

注1 アの事業について、基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

注2 イ及びウの事業について、基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た金額を交付額とする。なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

注3 アの事業の対象となる、安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和4年度末までのリース料を限度とする。

注4 アの事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の2のとおりとする。

注5 アの事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の3のとおりとする。

注6 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。

注7 イの事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

注8 イの事業の対象となる機器については、GPS や BLE (※) により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

(※) Bluetooth Low Energy

別表第1（第3条関係）

(1)～(9)略

(10) こどもの安心・安全対策支援事業（追加）

